

# 令和8年度 固定資産税 償却資産申告の手引き

市税につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となっており（地方税法第341条）、  
償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在鶴岡市内に所有している  
償却資産について申告していただくことになっています。昨年と比べて資産の新規取得や滅失がない場合も、異動がない旨の申告手続きが必要です。

## 目次

1. 申告期限及び提出先 .....	1
2. 償却資産について .....	2
3. 提出書類 .....	2
4. 申告の注意点 .....	3
5. 主な償却資産（固定資産税の課税対象） .....	4
6. 固定資産税における償却資産の対象とならないもの .....	5
7. 家屋附帯設備と償却資産の区分 .....	5
8. 固定資産税と国税（所得税・法人税）との主な相違点 .....	6
9. 税額等について .....	6
10. 主な資産の耐用年数表（抜粋） .....	9
～小型特殊自動車は軽自動車税の対象となります～ .....	11

## 1. 申告期限及び提出先

### 申告期限：令和8年2月2日（月）

提出先：本所課税課資産税管理係 または 各地域庁舎市民福祉課（朝日庁舎地域づくり推進課）

※申告期間は窓口が大変混雑いたします。郵送による提出にご協力をお願いします。

◎eLTAX（エルタックス、インターネット利用）でも申告可能です。詳しくは、eLTAX

ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）でご確認ください。

なお、継続してeLTAXで申告いただいている方には、登録された

電子メールアドレスに電子メールで関係情報を送信します。



提出先 鶴岡市役所 課税課資産税管理係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話 (0235)35-1178 (直通)

FAX (0235)24-9071

## 2. 償却資産について

### ○償却資産とは

土地・家屋以外の有形の固定資産で現に事業の用に供しているもの及び事業の用に供することができる資産をいい、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

### ○固定資産税における償却資産を申告していただく方

毎年1月1日現在（賦課期日）において、個人、法人の別を問わず、鶴岡市内に事業（農林漁業・製造業・建設業・卸売業・小売業・金融保険業・不動産業・運輸通信業・サービス業等）の用に供することができる償却資産を所有している方が対象となります。

## 3. 提出書類

区分・同封書類	申告していただく資産	提出書類	
		申告書	明細書
<b>今まで申告されている方</b> ・令和8年度償却資産申告書 ・令和8年度償却資産種類別明細書 (令和7年1月1日現在の所有資産が印字されたもの) (※) ・種類別明細書（増加資産・全資産用）	・前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日）に取得及び減少した資産 ・申告もれ資産 ・その他変更のあった資産	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<b>はじめて申告される方</b> (新たに開業した場合等) ・令和8年度償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）	・令和8年1月1日現在 鶴岡市に所在する全資産	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	(該当資産がない場合)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>電算申告される方</b>	・令和8年1月1日現在 鶴岡市に所在する全資産	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※前年度までの申告の中で、償却資産対象外の資産（トラクター、自動車等）が確認されていた場合、明細書への記載は除外しております。詳しくは、P5「6. 固定資産税における償却資産の対象とならないもの」をご確認ください。

## 4. 申告の注意点

### ○控えについて

- (1) 申告書及び種類別明細書の控えが必要な場合 → 各自でコピーをお願いいたします。
- (2) 控えに受付印が必要な場合 → 控えをご持参ください。
- (3) 申告書を郵送される方で控えに受付印が必要な場合  
→控えの申告書等と切手を貼った返信用封筒（住所、氏名・会社名等を記入したもの）  
を同封してください。

### ○その他注意事項

- (1) 申告対象資産の多少にかかわらず、申告が必要です。
- (2) 申告をした後に申告事項の誤りがありましたら、直ちに修正申告してください。
- (3) 共同購入等の共有資産は、各自の持分の申告ではなく、共有資産として代表者から  
申告をいただくこととなります。

例：200万円の資産をA氏（持分：100万円）とB氏（持分：100万円）が共同で購入  
代表者（申告書や納税通知書の送付先）がA氏の場合  
→申告書の所有者欄は「A 外1名」とし、A氏の住所を記入してください。  
※共有者の「B氏」については、申告書備考欄に氏名・住所を記入して下さい。  
→種類別明細書（増加資産）の取得価格は「200万円」と記入してください。

### ○不申告、虚偽の申告をした場合

不申告や虚偽の申告が確認された場合、並びに申告もれの場合は、不足税額を追徴することとなっています。（地方税法第368条）

また、正当な理由がなく申告しない場合、虚偽の申告を行った場合は、懲役・罰金又は過料が科されることがあります。（同法第385条及び第386条、市税条例第75条）

なお、申告内容について実地調査を行う場合がありますので、その際にはご協力を願いいたします。（同法第408条）

## 5. 主な償却資産（固定資産税の課税対象）

資産の種類	具体例
1 構築物	井戸、舗装路面（コンクリート・アスファルト）、煙突、門、フェンス、庭園、広告塔、側溝、キャノピー、アーケード、消雪設備、石油タンク、建物附帯設備のうち償却資産とするもの
2 機械及び装置	モーター、プレス機、ボイラー、ミシン、コンベア、旋盤、工作機械、印刷機械、動力設備、クレーン等建設機械、農業用機械、防除用無人ヘリコプター、防除作業用ドローン
3 船舶	一般船舶、ボート、モーターボート、ヨット、漁船、釣船
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車（※）、台車、構内運搬具
6 工具、器具及び備品	コピー機、パソコン、机、冷暖房器具、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、応接セット、貸衣装、カラオケ、レジスター、作業用工具、理容・美容器具、農業用ハウス（家屋として課税されるものを除く）

※大型特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則第2条別表第1大型特殊自動車に掲げる自動車で、以下の要件に一つでも該当するものです。

長さ	幅	高さ	最高速度
4.7m超	1.7m超	2.8m超	15km/h超

- (1) 最高速度 35km/h 以上の農耕作業用自動車等（大きさの制限なし）
  - (2) 型式等により販売店やメーカーから大型特殊自動車の確認が取れたもの
  - (3) 分類番号がついているもの（自動車登録をした場合）
    - ① 0、00~09、000~099 大型特殊自動車の建設機械に該当するもの
    - ② 9、90~99、900~999 大型特殊自動車の建設機械以外のもの
- 【例】油圧ショベル、ホイール・ローダー

【ナンバープレート】



分類番号

◎次に掲げる資産も対象となります。

- (1) 税務会計上減価償却の対象となる資産  
(赤字決算等で減価償却を行わない場合でも申告は必要です。)
- (2) 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- (3) 簿外資産、償却済資産、寄贈品のうち、事業の用に供している資産
- (4) 遊休、未稼働資産で1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (5) 青色申告法人である中小企業等が、租税特別措置法に基づいて取得金額の相当額を損金算入した資産（取得価額30万円未満の少額減価資産）

## 6. 固定資産税における償却資産の対象とならないもの

資産の種類	
自動車税・軽自動車税の対象となる車両	普通自動車、軽自動車、オートバイ、小型特殊自動車（※）など (※) P11～小型特殊自動車は軽自動車税の対象となります～
棚卸資産	販売用の商品、貯蔵品など
生物	牛、馬、果樹など (※鑑賞用、興行用等の生物は「工具、器具及び備品」の対象)
無形減価償却資産	ソフトウェア、電話加入権、特許権、商標権など
少額償却資産	使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの (※一時に損金算入せず個別に減価償却しているものは課税対象)
一括償却資産	取得価額が10万～20万円のもので、法人税法または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で均等に損金等に算入されたもの (※税務会計上個別に減価償却している資産は申告対象)
非減価償却資産	時の経過によりその価値の減少しない資産 (例：古美術品、古文書、出土品、遺物など) ※判定基準：取得価額が100万円以上であるもの
家屋附帯設備	家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋の構造上一体となって家屋の効用を高めるもの (例：電気設備、ガス設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防火設備、運搬設備、清掃設備等)

## 7. 家屋附帯設備と償却資産の区分

固定資産税の取扱いでは、建物附帯設備等を家屋と償却資産とに区分して評価しています。

設備の種類	償却資産とするもの（例）
電気設備	受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、中央監視制御装置、電灯照明設備のうち屋外のもの（ネオンサイン、スポットライト等）、特定の生産又は業務用の動力配線設備、電話設備、拡声装置、インターホン設備の装置及び機器類（配線を除く）
給排水設備	井戸、屋外の設備一式、独立した給水塔、特定の生産又は業務用の給排水設備
給湯設備	湯沸器、特定の生産又は業務用のボイラー
ガス設備	屋外の配管、特定の生産又は業務用のガス設備
空調設備	ルームエアコン等で家屋から構造上独立している設備
厨房設備	接客の求めに応じて飲食、洗濯のサービスを提供する設備一式
洗濯設備	（旅館、飲食店、病院、社員食堂等）
その他の特殊な設備	可動間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、夜間金庫、独立焼却炉、自転車置き場

※家屋の所有者と異なる負借人が貸しビル、貸店舗等に施工した内装、造作等（家屋の附帯設備：地方税法第343条第10項）については、取り付けた方の償却資産（特定附帯設備）とする場合があります。

## 8. 固定資産税と国税（所得税・法人税）との主な相違点

項 目	固 定 資 産 税 の 取 扱 い	国 税 の 取 扱 い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度：1月1日）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、旧定率法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度（平成19年3月31日以前に取得分は、旧定額法・旧定率法）
前年中新規取得資産	半年（1/2）償却	月割償却（一定の場合は簡便償却）
圧縮記帳の制度	認められません (補助金等も含めた取得価格で申告)	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額の1円
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価（申告）します）	原則区分、一部合算也可

## 9. 税額等について

### ○評価額の計算方法

区 分	前年中に取得したもの	前年より前に取得したもの
評 価 額	$\boxed{\text{取得価額}} \times \{1 - (\text{減価率} \times 1/2)\}$	$\boxed{\text{前年度評価額}} \times (1 - \text{減価率})$

### ○固定資産評価基準による減価率表（抜粋）

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109
6	0.319	11	0.189	16	0.134	30	0.074

耐用年数は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、2、5、6』による。

## ○課税標準額

鶴岡市内における賦課期日現在の資産の評価額が決定価格となり、通常は決定価格が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じた後の価格が課税標準額となります。固定資産税における償却資産の評価額算定は、旧定率法によります。

## ○税率・税額・免税点

固定資産税の税率は、 $1.4/100$ です。

固定資産税の税額は、土地、家屋、償却資産の各々免税点以上の課税標準額の合計額（1,000円未満切捨て）に税率を乗じた額（100円未満切捨て）となります。

課税標準額がそれぞれ下記の金額未満の場合、固定資産税は課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円 債却資産：150万円

## ○納期限

納期は年4期で、5月、7月、12月及び翌年の2月の各月末です。（月末が休日等の場合の納期限は、金融機関の翌営業日となります。）

## ○償却資産課税台帳の閲覧について

償却資産申告に基づいて決定した価格を登録した償却資産課税台帳を閲覧することができます。土地・家屋の課税台帳の閲覧も可能です。課税台帳の閲覧は、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の4～5月（第1期納期限）までは無料ですが、縦覧期間以外は有料となります。縦覧・閲覧対象者や対象資産には制限がありますので、詳しくは係までお問い合わせください。

## ○非課税

地方税法第348条に定める資産については、非課税措置が講じられています。該当資産がある場合には、非課税該当資産であることを証明する資料を添付のうえ、固定資産税非課税規定適用申告書と償却資産申告書を提出してください。詳しくは、係までお問い合わせください。

例：直接保育または教育の用に供する償却資産、保護施設の用に供する償却資産、老人福祉施設の用に供する償却資産、障害者支援施設の用に供する償却資産、社会福祉事業の用に供する償却資産、公益社団法人または公益財団法人研究の用に供する償却資産等

## ○課税標準の特例

地方税法349条の3、同法附則第15条から第15条の3、同法附則第56条に定める資産については、課税標準の特例が適用され税負担の軽減が図られます。該当資産がある場合には、特例該当資産であることを証明する資料を添付のうえ、償却資産申告書を提出してください。

例：内航船舶、熱供給事業用資産、公共の危害防止用施設・設備、再生可能エネルギー発電設備、中小企業等経営強化法に基づく支援措置等

## ○中小企業等経営強化法に基づく支援措置

中小企業等経営強化法に基づく、従業員への賃上げ方針を策定・表明した「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業等（①）が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに、一定の設備（②）を新規取得した場合、当該設備の固定資産税課税標準額が軽減（③）されます。

### ①対象となる中小事業者等

- ・資本金もしくは出資金1億円以下の法人（大企業の子会社等を除く）
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数1,000人以下の個人事業主

### ②一定の設備

- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる以下の設備

### ③固定資産税課税標準額の軽減

賃上げ方針 1.5%以上の場合…2分の1（3年間）

3.0%以上の場合…4分の1（5年間）

設備の種類	最低取得価額 ( 1台1基又は —の取得価額 )	取得時期
機械装置	160万円以上	
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上	
器具備品		令和7年4月1日 ～令和9年3月31日
建物付属設備（償却資産として課税される設備）	60万円以上	

この支援措置を受ける場合は、償却資産の申告書類に以下の書類を添付してください。

- ・認定を受けた「先端設備等導入計画」の写し
- ・先端設備等導入計画に関する確認書（金融機関等の認定支援機関発行）の写し
- ・先端設備に係る投資計画に関する確認書（金融機関等の認定支援機関発行）の写し
- ・従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面

※既に取得済みの資産は対象になりません。

※従業員への賃上げ方針を計画に記載できるのは新規申請時のときのみです。

変更申請時に追加記載はできません。

### ■鶴岡市における相談窓口

○「先端設備等導入計画」の申請・認定に関すること…商工課産業立地班

☎ (0235) 35-1299

○新規取得設備に係る固定資産税の軽減に関すること…課税課資産税管理係

☎ (0235) 35-1178

→ 鶴岡市商工課 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」について



## 10. 主な資産の耐用年数表（抜粋）

☆建物付属設備（資産の種類: 1）

構造・用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22kw以下)	13
	その他のもの	15
消火災害報知	火災報知機設備	8
店舗簡易設備・簡易間仕切り		3
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

☆構築物（資産の種類: 1）

広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設	工場緑化施設	7
庭園	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビチューマルス敷	3

☆機械及び装置（資産の種類: 2）

印刷業・印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	その他の設備	10
林業用設備		5
漁業用設備		5
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業、理・美容業、浴場業用設備		13
機械式駐車設備		10

☆工具器具及び備品（資産の種類: 6）

測定検査工具		5
治具・取付工具		3
家具 ・ 電 気 機 器 ・ ガ ス 機 器 及 び 家 庭 用 品	事務机・いす・キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな・陳列ケース 冷凍機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ・テレビ・テープレコーダー その他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器 冷蔵庫・洗濯機・その他の類似の電気機器・ ガス機器	6
		6

＜平成20年改正版＞

構造・用途	細目	耐用年数
ガス家具 機器 及び 家庭 用 品	カーテン・座ぶとん・寝具・丹前 その他の類似繊維製品 じゅうたん・その他床用敷物 その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	3 6 15 8
事務 ・ 通 信 機 器	階写機器・タイピewriter 孔版印刷・印書業用のもの その他のもの 電子計算機(パソコン) 複写機(コピー機)・計算機(卓上式)・レジスター・ タイムレコーダー・テレタイプライター・ファクシミリ・プリント その他の類似の事務機器 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 その他のもの	3 5 4 5 6 10
	時計	10
光学・写真 製作機器	カメラ・映写機・望遠鏡 焼付機・乾燥機・顕微鏡	5 8
看板・広告 器具	看板・ネオンサイン・気球 マネキン人形・模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
金庫	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容・美容機器	理容・美容いす・洗面設備 ドライヤー・タオル蒸器・ その他のもの	5
医療 機 器	レントゲン・その他電子装置を 使用する機器 移動式・自動血液分析器のもの その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	球戯用具 碁・将棋・麻雀 スポーツ具 劇場用いす 衣裳	2 5 3 3 2
	楽器 自動販売機 シート・ロープ 無人駐車管理装置 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 5 2 5 10 5
	前掲 以 外 の も の	

## 主な資産の耐用年数表（農業編）

### ☆構築物（資産の種類：1）

資産の名称	耐用年数
農業用井戸	14
消雪設備(アスファルト)	10
果樹棚又はホップ棚	14
主として金属造	14
主としてコンクリート・煉瓦・石・ブロック造	17

### ☆機械及び装置（資産の種類：2）

枝豆脱穀機(枝豆ハーベスタ)	7
耕耘機	7
穀物乾燥機	7
田植機(歩行)	7
電動機	7
溝堀機(トレンチャー)	7
内燃機関・ボイラー・ポンプ	7
脱穀機(ハーベスタ)	7
バインダー	7
除草機	7
スプリンクラー	7
精米機	7
動力噴霧器(液状の薬品)	7
播種機	7
除雪機(連結用)	7
防除用無人ヘリコプター	7
防除作業用ドローン	7
防除機	7
溝切機(排水用の溝を掘る機械)	7
米選別機(ライスグレーダー)	7
糲摺機	7

### <平成20年改正版>

資産の名称	耐用年数
ふ卵機	7
野菜洗浄機	7
畦塗り機	7
刈払い機・草刈機(乗用でないもの)	7
代掻きハロー	7
肥料散布機(グランソワー)	7
肥料散布機(ブロードキャスター)	7
プラウ(トラクター用、鍬のようなもの)	7
トラクター連結用機	7
育苗機	7
管理機・テーラー・ミニ耕運機	7
グレンタンク	7
碎土機(ふるい機:床土を作る)	7
床土入れ機	7
自動水分検定器	7
計量選別機	7
催芽機	7
穀物搬送装置	7
プレハブ型冷蔵庫(農業用)	7

### ☆車両及び運搬具（資産の種類：5）

キャリア	7
------	---

### ☆工具器具及び備品（資産の種類：6）

きのこ栽培用原木・ほだ木	3
ビニールハウス(パイプハウス)	10
米貯蔵用保冷庫	4

## ～小型特殊自動車は軽自動車税の対象となります～

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトや乗用装置のあるトラクタ、田植機などは、軽自動車税の課税対象（償却資産対象外）車両です。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けるようお願いします。

軽自動車税は、公道走行の有無に関わらず、所有していることが課税の要件とされています。

### <小型特殊自動車の規格>

構造	大きさ			最高速度
	長さ	幅	高さ	
1 <input type="checkbox"/> ショベル・ローダ <input type="checkbox"/> ロード・ローラ <input type="checkbox"/> ロード・スタビライザ <input type="checkbox"/> ロータリ除雪自動車 <input type="checkbox"/> タイヤ・ドーザ <input type="checkbox"/> ダンパ <input type="checkbox"/> ホイール・ブレーカ <input type="checkbox"/> フォーク・ローダ <input type="checkbox"/> ストラドル・キャリヤ <input type="checkbox"/> 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 <input type="checkbox"/> 〔林内作業車 ・原野作業車 ・草刈作業車 ・ホイール・キャリヤ〕	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下
2 <input type="checkbox"/> 農耕トラクタ <input type="checkbox"/> 刈取脱穀作業車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用トレーラー(被けん引車) <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車		制限はありません		35km/h未満

上記構造の車両で、大きさや最高速度がひとつでも上回れば大型特殊自動車となります。  
大型特殊自動車を事業用資産としてお持ちの方は、固定資産税（償却資産）の対象になります。  
(詳しくは P4 「5. 主な償却資産（固定資産税の課税対象）」をご覧ください。)

### <軽自動車の申告（ナンバー登録に必要なもの）>

- (1) 申告書兼標識交付申請書（本所課税課又は各地域庁舎市民福祉課窓口に用意してあります。）
- (2) 届出者本人の確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (3) 販売譲渡証明書（任意様式可、なお(1)申告書兼標識交付申請書に証明欄があります。）

◎記入した書類を課税課諸税係又は各地域庁舎市民福祉課(朝日庁舎地域づくり推進課)へ提出し、標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

「軽自動車税」「小型特殊自動車」に関するお問い合わせ先

鶴岡市役所 課税課諸税係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

電話 (0235)35-1176 (直通)